

国自総第338号  
国自整第97号  
平成18年10月6日

各地方運輸局長  
沖繩総合事務局長

） 殿 （単名各通）

自動車交通局長

「自動車事故報告書等の取扱要領について」の一部改正について

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）により、過疎地等における地域住民の移動手段を確保するため、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする自家用有償旅客運送者の登録制度が創設されたところである。これに伴い、輸送の安全確保を図る観点から、自家用有償旅客運送者についても国土交通大臣への事故の報告を義務付けることとし、このため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の一部を改正し、自家用有償旅客運送者を対象とすることとしたところである。

本改正に伴い、「自動車事故報告書等の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地備第57号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、本改正については、別紙のとおり（社）日本バス協会会長、（社）全国乗用自動車連合会会長、（社）全日本トラック協会会長、（社）日本自動車整備振興会連合会会長、（社）全国通運連盟会長、（社）全国自家用自動車協会会長、（社）全国レンタカー協会会長に対し通知したので、申し添える。